

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人によれば、請求人は、平成○年○月○日、A会社に雇用され、施設警備員として就労していた。請求人によると、請求人は、平成○年○月○日、夜勤務終了後の午前8時頃帰宅のため就業の場所（以下「職場」という。）を出発し、B駅から自宅最寄り駅のC駅に向かったが、途中、携帯電話を職場に忘れたことに気づき、D駅から職場へ引き返し、携帯電話をとって、再度、帰宅のために職場を出発したものの、C駅を居眠りして乗り過ごし、次駅のE駅からC駅に戻り下車したとしている。その後、駅前で食事を取り、祭の混雑を避けるため、通常の通勤経路と異なるバス路線を使用し、通常は使用しない自転車を使用してバス停から自転車で自宅へ走行中、意識不明となり転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）という。

請求人は、同日、F医療センターに急搬され「急性硬膜外血腫、外傷性くも膜下血腫、脳挫傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は、通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付を請求したところ、監督署長は通勤によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が、通勤によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、帰宅途中で職場に携帯電話を忘れたことに気付いたため、D駅で上り電車に乗り換えて職場に戻り、職場から再度帰宅行為を開始したが、夜勤明けのため電車で寝ていたことから、一駅先のE駅まで乗り過ごしたとし、さらに、本件災害当日はC駅周辺にて祭りがあったため、バス迂回により渋滞であったこと等を考えると、被災するまでの時間が経過していることについて合理的な説明が十分につく旨主張しているので、以下において検討する。

(1) 請求人は本件災害当日の行動について「帰宅開始より事故発生までの推移」と題する書面を3葉提出していることから、内容を精査するも、負傷時から約5年経過しており、携帯電話を取りに戻ったときの職場における滞在時間をはじめとして、職場とD駅間の移動所要時間、C駅到達時刻、食事時間、バス停車場移動所要時間及びバスに乗車してG車庫へ至るまでの時間経過等については、それぞれ異なっており、いずれの時間経過が本件災害当日における請求人の行動を正しく表しているのか明らかでない。

(2) また、請求人は公開審理において、負傷時から2週間近く意識が不明であったため、C駅前での食事をした場所について、詳細は覚えていない旨申述している。

(3) 以上の事情を斟酌すると、請求人は本件災害当日の帰宅開始から負傷に至る時間経過については、あいまいな記憶に基づくものであると判断せざるを得ない。

(4) そこで、当審査会では、請求人の主張をもとに通勤開始から負傷に至るまでの行動について精査することとした。

ア 請求人の本件災害当日における行動において明らかなことは、最初に職場を出発した時刻が午前8時頃であること及び本件災害が発生した時刻が15時25分頃であること、の二点である。

イ 請求人の通勤経路及び被災に至る時間経過については、請求人の申述、「帰宅開始より事故発生までの推移」と題する書面及び「通勤経路等インターネット検索結果」等を考慮し、標準的な移動所要時間を推認したところ、以下のとおりである。

- ① 職場からB駅 10分（徒歩）
- ② B駅からH駅 15分（待ち時間を含む）
- ③ H駅からD駅 30分
- ④ D駅からH駅 40分（乗り換え待ち時間を含む）
- ⑤ H駅からB駅 15分（乗り換え待ち時間を含む）
- ⑥ B駅から職場 10分（徒歩）
- ⑦ 職場からB駅 25分（職場滞在時間15分含む）
- ⑧ B駅からH駅 15分（乗り換え待ち時間を含む）
- ⑨ H駅からE駅 60分（乗り換え待ち時間含む）
- ⑩ E駅からC駅 10分（乗り換え待ち時間を含む）
- ⑪ C駅から食事場所 15分（徒歩）
- ⑫ 食事時間（HもしくはI）30分
- ⑬ 食事場所から臨時バス停 10分（徒歩）
- ⑭ 臨時バス停からG車庫 20分（待ち時間を含む）
- ⑮ G車庫から災害発生現場 5分（自転車）

ウ 以上の所要時間を合算すると5時間10分となり、午前8時過ぎに職場を出発した請求人は、遅くとも13時30分頃までには災害発生現場に到達していることとなるところであるが、災害発生時刻は15時25分であり、約2時間の空白が生じることとなる。

エ この点、請求人は、本件災害当日のC駅周辺は、祭礼のため道路が混雑していたことからバスの運行は遅延しており、人出が多いためバス停に辿り着くにも、それなりに時間を要した旨主張するが、祭礼に伴う交通規制は14時から予定されていたところであり、請求人は当該時刻前には災害発生地点に到着しているはずであることから、同主張には信憑性がないと言わざるを得ない。

なお、請求人は食事をした場所も記憶にないとしているものの、HかIであったことは間違いないと述べており、仮に食事時間が1時間を越えるものであったとしても、未だ1時間半もの空白時間が生じることとなることから、請求人の主張は認め難い。

- (5) 労災保険法第7条第2項及び第3項によれば、通勤とは、労働者が就業に関し住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により往復するものをいい、この経路における時間経過は合理的なものでなければならぬとされている。

本件については、前記イ及びウに説示したとおり、請求人が主張する経路と経緯を勘案しても、未だ災害発生時刻との間には2時間程度の不明な時間が認められることから、通勤の途中において、何らかの逸脱又は中断行為が存在していたものと推認せざるを得ず、仮に請求人が災害発生現場付近を自転車で通行していた時刻においては、合理的な経路に復していたとしても、既に逸脱又は中断後の行為であることから、通勤を行っていたと認めることはできない。

- 3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は通勤によるものとは認めることができず、したがって、監督署長が、請求人に対してした療養給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。